

剣道鍊士称号審査会要項

1. 受審資格

- (1) 六段受有者で、受有後1年以上を経過(令和7年5月31日以前に取得)した者。
- (2) 五段受有者で、受有後10年以上を経過(平成28年5月31日以前に取得)し、かつ、年齢60歳以上の者(称号・段級位審査規則第11条2項による特例)。

※ 上記対象者で東京都剣道連盟における級位・段位・称号の審査等に関する規程および実施要領第21条2項の資格(審判講習を3年以内に3回、審判実績5回(講習手帳に押印 日時期限なし))を有する者。

※ なお、講習会の有効期間3年は、令和5年2月以降とする。

※ 東京都剣道連盟では、上記対象者を称号推薦審議会に諮ったうえ全剣連へ推薦する。

※ 年齢基準は、審査当日(令和8年5月6日)とする。

※ 全剣連社会体育指導員中級取得者は小論文提出を免除する。

2. 申込方法

受審希望者は、①所定の鍊士受審申請書と②小論文(自筆、パソコン不可、封筒(長3)に封印したもの)に、③講習手帳(受審資格の講習会、審判歴を満たしているもの)を添え、葛飾区剣道連盟へ申込む(選考料と審査料は期日までに別途納入すること)。なお、受審申請書等は必要に応じてコピーすること。

〒125-0063 葛飾区白鳥3-1-1-104 新澤佳代 宛 ※令和8年2月18日(水)郵送必着

3. 小論文について

- (1) 課題 … 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。※参考書籍「剣道指導要領」(全剣連発行)
- (2) 字数 … 400字以上800字以内
- (3) 用紙 … 400字詰め原稿用紙(市販のB4縦書き)。

用紙の1~4行目に表題と登録都道府県名である東京都と氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上をホッチキスで止めること。(凡例参照)

- (4) 提出 … 封筒長3(長さが23.5cm・幅が12cm)の表に「剣道鍊士受審」、裏に登録都道府県である「東京都」と「自分の氏名」を表記し封印すること。※ 小論文のみ封入

4. 審査の方法

(1) 小論文の審査

全剣連は小論文について、課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

全剣連は小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

5. 選考料 1人 2,200円(消費税含む)

6. 審査料 15,500円 ※ 東京都剣道連盟の称号推薦審議会で不合格になった者には返金する。

※※ 選考料・審査料を合わせて(17,700円)令和8年2月18日(水)までに下記に振込むこと

ゆうちょ銀行 10170-88410241 カツシカクケンドウレンメイ

※他金融機関から振込の場合：店番 018（普）8841024 カツシカクケンドウレンメイ

➤ 振込依頼人名義人名の始めに<01>と入れてください。

例) 01 ××××ケンユウカイ

7. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付する。後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

8. 個人情報保護法への対応

申込書に記載される個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要な都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、剣道・居合道・杖道の普及発展のため、マスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

録士小論文 原稿用紙記載での留意事項

- ① 市販B4縦書き四〇〇字詰め原稿用紙使用
- ② 一欄四行目表題と登録都道府県・氏名記入
- ③ 五行目二段目よりお書きください。
- ④ 二枚の原稿用紙 右上ホッチキスで止めると
- ⑤ 手書きによる自筆
- ⑥ 鉛筆またはシャープペンシル書きは不可
- ⑦ 左の凡例を参考してください。

書	の	構	平	成	心	で	の	書	き	は	じ	め	の	の	行	は	一	字	空	け	て	く	だ	さ	い	。	
き	あ	え	一	十	九	年	要	点	劍	道	修	業	は	○	○	○	○	一	県	に	つ	そ	制	定	の	ふ	一
は	な	一	一	九	年	三	記	を	○	○	○	○	は	は	は	は	は	一	月	十	四	日	月	日	の	ふ	一
は	た	た	た	九	要	月	記	を	○	○	○	○	は	は	は	は	は	一	月	十	四	日	月	日	の	ふ	一
は	た	た	た	九	要	月	記	を	○	○	○	○	は	は	は	は	は	一	月	十	四	日	月	日	の	ふ	一